

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程を次のように定める。

平成24年3月28日

北上地区消防組合消防本部
消防長 高橋 主夫

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則（平成24年北上地区消防組合規則第5号）の規定に基づき、被服及び装備品（以下「貸与品」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与品の申請)

第2条 職員は、毎年4月末日までに、必要とする貸与品の品目を選択し、貸与申請書（様式第1号）により、消防長に申請するものとする。

(再貸与承認申請)

第3条 職員は、貸与品をき損又は紛失したときは、き損又は紛失の原因が消防活動上避けることのできない事由の場合に限り、再貸与承認申請書（様式第2号）により、再貸与できるものとする。

(貸与の点数)

第4条 前2条の申請による貸与品の点数の合計は、年度毎に300点を限度とする。

2 当該年度内において300点に満たない場合の残余点数は、翌年度に繰越充当しないものとする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

貸与申請書

消防長 様

(年度)

所属		階級		氏名			
品 目		点数	貸与希望 品目(○)	サイズ	使用期間	前回貸与 年度	備考
帽子	制帽 (男)	60			10		
	制帽 (女)	50			10		
	盛夏制帽	50			10		
	アポロキャップ	35			3		
	救急隊員用アポロキャップ	35			3		
	保安帽	60			5		
制服	制服上衣	200			10		
	制服ズボン	100			10		
	制服スカート (女)	100			10		
	ネクタイ	20			10		
	制服用ベルト	35			10		
	カバン (女)	40			10		
	盛夏服上衣長袖	60			10		
	盛夏服上衣半袖 (男)	50			10		
	盛夏服上衣半袖 (女)	60			10		
	盛夏服ズボン	60			10		
盛夏服スカート (女)	60			10			
防火服	安全帯	50			5		
	防災頭巾	50			5		
活動服	活動服上衣 (冬)	100			3		
	活動服ズボン (冬)	100			3		
	活動服上衣 (夏)	100			3		
	活動服ズボン (夏)	100			3		
	活動服用ベルト	30			5		
救助服	救助服上衣	100			3		
	救助服ズボン	100			3		
	救助服用ベルト	30			5		
救急服	救急服上衣 (冬)	70			3		
	救急服ズボン (冬)	70			3		
	救急服上衣 (夏)	70			3		
	救急服ズボン (夏)	70			3		
	救急服用ベルト	30			3		
	替え襟(2枚)	20			1		
	肩章	10			2		
靴	短靴	60			3		
	救急靴	60			3		
	防火衣用長靴	80			3		
	編上靴	60			3		
	赤線入ゴム長靴	40			3		
	ブーツ (女)	60			3		
手袋	ケブラー手袋	40			3		
	救助用皮手	30			2		
その他	ブルゾン	150			5		
	雨合羽	150			5		
合計点数				点			

様式第2号（第3条関係）

総務課長	総務課長補佐	総務課	所属長		

年 月 日

再貸与承認申請書

申請者

所 属

階級・氏名

_____ 印

1 品 目（サイズ等）

2 理 由

3 点 数（ 年度）

残 点 数 点

貸与品点数 点
